

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省4(IX-1-2))

* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築すること(施策目標IX-1-2) 基本目標IX:障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策大目標1:必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における生活を総合的に支援すること		担当部局名	社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課	作成責任者名	精神・障害保健課長 林 修一郎									
施策の概要	<p>【1 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国の地域精神保健医療福祉については、平成16年9月に策定した「精神保健医療福祉の改革ビジョン」において「入院医療中心から地域生活中心」という理念を明確にし、様々な施策を行ってきた。 ○ その後、「これから的精神保健医療福祉のあり方に関する検討会」報告書(平成29年2月)において、新たな政策理念として「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の考え方を基軸とした。これは、精神障害を有する方等の日常生活圏域を基本とし、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すもので、地域共生社会の実現にも資するものである。 ○ 精神保健に関するニーズの多様化に伴い、自殺対策、虐待(児童、高齢者、障害者)、生活困窮者・生活保護、母子保健・子育て支援、高齢・介護、認知症対策、配偶者等からの暴力(DV)等の各分野において、すでに8割以上の市町村が、地域住民の身近な相談窓口として、広く分野を超えて精神保健上の課題を抱えた住民を対象に、相談に対応している状況にあり、身近な市町村で精神保健に関する相談支援を受けられる体制を整備することが重要である。 ○ 精神障害の特性として、疾病と障害とが併存しており、その時々の病状が障害の程度に大きく影響するため、行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等の多職種・多機関の顔の見える連携を推進し、精神障害者や精神保健上の課題を抱えた者等が、その意向やニーズに応じ、身近な地域で切れ目なくこれらのサービスを利用し、安心して暮らせるようにする体制を構築する必要がある。このために、地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る14事業メニューから構成される「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」や「多職種・多機関連携による地域連携体制整備事業」を実施。 ○ また、精神障害者や精神保健上の課題を抱えた者等が、その疾患について周囲の理解を得ながら地域の一員として安心して生活することができるよう、精神疾患や精神障害に関する普及啓発を推進することは、最も重要な要素の一つであり、態度や行動の変容までつながることを意識した普及啓発の設計が必要であることから、メンタルヘルス・ファーストエイドの考え方を活用した「心のサポーター養成事業」や普及啓発に係る事業(「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」のメニューの一つ)を実施。 ○ 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の全国的な実現に向けた具体的かつ実効的な仕組み、体制等について検討するため「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」を令和3年10月より開催しており、今後の方向性や取組について、令和4年半ば目途に取りまとめ。 <p>【2. 依存症対策について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症対策については、各地域における支援ネットワーク構築、全国拠点機関による人材育成・情報発信や、依存症の正しい理解の普及啓発などに取り組んでいる。 														
施策実現のための背景・課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">1</td> <td>「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を引き続き進めていく必要がある。地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備するため、行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等の多職種・多機関の顔の見える連携に向けた取組が必要である。</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症は、その疾病的特性から、誤解や偏見もあり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、依存症の普及啓発等により、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながるようにすることが必要。 ・ 依存症の相談拠点の設置、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定と、それらの医療機関での治療を中心とした切れ目のない支援が必要である。 </td> </tr> </table>						1	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を引き続き進めていく必要がある。地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備するため、行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等の多職種・多機関の顔の見える連携に向けた取組が必要である。	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症は、その疾病的特性から、誤解や偏見もあり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、依存症の普及啓発等により、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながるようにすることが必要。 ・ 依存症の相談拠点の設置、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定と、それらの医療機関での治療を中心とした切れ目のない支援が必要である。 					
1	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」を引き続き進めていく必要がある。地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備するため、行政と医療、障害福祉サービス、介護サービス等の多職種・多機関の顔の見える連携に向けた取組が必要である。														
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症は、その疾病的特性から、誤解や偏見もあり、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながりづらく、十分な治療・支援が受けられていない場合があるといった課題がある。このため、依存症の普及啓発等により、依存症と疑われる方やその家族が相談等につながるようにすることが必要。 ・ 依存症の相談拠点の設置、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定と、それらの医療機関での治療を中心とした切れ目のない支援が必要である。 														
各課題に対応した達成目標	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">達成目標/課題との対応関係</th> <th style="text-align: center;">達成目標の設定理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">目標1 (課題1)</td> <td>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</td> <td>精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをできるようにすることは、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に寄与すると考えられるため。</td> </tr> <tr> <td style="width: 5%;">目標2 (課題2)</td> <td>アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲームの依存症対策の推進</td> <td>都道府県等における相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備を行うほか、地域における関係機関の連携強化や民間団体への支援等を推進することで、地域の支援体制の構築を図り、依存症に悩む方の支援を充実していくことが重要であるため。</td> </tr> </tbody> </table>		達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由	目標1 (課題1)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをできるようにすることは、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に寄与すると考えられるため。	目標2 (課題2)	アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲームの依存症対策の推進	都道府県等における相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備を行うほか、地域における関係機関の連携強化や民間団体への支援等を推進することで、地域の支援体制の構築を図り、依存症に悩む方の支援を充実していくことが重要であるため。				
達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由													
目標1 (課題1)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをできるようにすることは、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に寄与すると考えられるため。													
目標2 (課題2)	アルコール・薬物・ギャンブル等・ゲームの依存症対策の推進	都道府県等における相談拠点機関・専門医療機関・治療拠点機関の整備を行うほか、地域における関係機関の連携強化や民間団体への支援等を推進することで、地域の支援体制の構築を図り、依存症に悩む方の支援を充実していくことが重要であるため。													

達成目標1について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標		基準値	目標値 基準年度	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
年度ごとの実績値												
①	(第6期障害福祉計画による)入院1年以上の長期入院患者数(アウトカム)	17.2万人	平成30年度末	12.3万人	令和5年度	-	-	15.2万人	14.2万人	13.2万人	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しているが、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、1年以上長期入院患者のうち一定数は地域生活への移行が可能になることから、本指標を選定した。	・目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画における目標数値を集計し、3年毎の全体での目標数値を設定する。 ・令和3年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。
②	精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数(アウトカム) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野28】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	316日	令和元年度	前年度以上	毎年度	-	-	前年度(316日)以上	前年度以上	前年度以上	精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しているが、退院後の精神障害者の地域での平均生活日数を測定指標とすることで、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築の進捗状況を測ることができるために指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	目標値は、令和元年度に公表した数値から毎年度上昇させることを目標とした。
3	入院後3か月時点の退院率(アウトカム)	65%	平成30年度	69%	令和5年度	-	-	69%以上	-	67%	地域における保健、医療、福祉の連携支援体制が強化されることによって、早期退院が可能になることを踏まえて、入院中の精神障害者の退院に関する指標として、入院後3か月時点の退院率、入院後5か月時点の退院率及び入院後1年時点の退院率を測定指標として選定した。	・目標値は、各地方自治体が策定する障害福祉計画における目標数値を集計し、3年毎の全体での目標数値を設定する。
4	入院後6か月時点の退院率(アウトカム)	81%	平成30年度	86%	令和5年度	-	-	84%以上	-	83%		・令和3年度からは各地方自治体が策定した第5期障害福祉計画(令和3年度～令和5年度)に、新たに各地方自治体の目標数値が設定されたため、同計画の目標数値を測定指標の目標値としている。
5	入院後1年時点の退院率(アウトカム)	89%	平成30年度	92%	令和5年度	-	-	90%以上	-	90%		・それぞれ令和4年度の目標値は、令和5年度の目標値と直近の実績値である令和3年度実績の差分を均等割りして設定した。
6	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」の実施自治体数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野28】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	96自治体	令和2年度	150自治体	令和6年度	-	-	-	-	123自治体	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、都道府県等への財政的支援を実施しており、支援を受けて同システムの構築のための各種取組を実施する自治体数を測ることで、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の状況を把握するため、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	令和4年度の目標値は、令和6年度の目標値である150自治体と直近の実績値である令和3年度実績(109自治体)の差分を均等割りして設定した。
7	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」において実施している事業総数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野28】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	204事業	平成30年度	750事業	令和6年度	-	-	-	-	572事業	・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」は、アウトリーチ支援に係る事業、入院中の精神障害者の地域生活に係る事業、地域包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業等の14事業から構成されるメニュー事業である。 ・都道府県等は地域の実情に応じて、14事業メニューから選択した上で事業を実施するが、いずれの事業メニューも精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資するものであるため、実施事業総数を測ることで、同システムの構築の状況を把握するため、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	令和4年度の目標値は、令和6年度の目標値である750事業と直近の実績値である令和3年度実績(483事業)の差分を均等割りして設定した。

(6)	心神喪失者等医療観察法人材養成研修 (平成17年度)	37百万円 21百万円	40百万円 20百万円	40百万円 -	①指定医療機関従事者研修 指定医療機関に従事予定の医師、臨床心理技術者、看護師、精神保健福祉士(PSW)、作業療法士(OT)への研修。 ②精神保健判定医等養成研修 精神保健判定医、精神保健參與員候補者、地域福祉職員となる予定の者への研修。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、当該医療を実施する医療機関の医療従事者等へ研修を行い、関係職種の育成と資質の向上を図ることで、適切な医療を提供し病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促していく。	
(7)	医療観察等実施費 (平成17年度)	75百万円 67百万円	74百万円 64百万円	72百万円 -	各地方厚生局において、判定医の名簿作成、精神保健福祉士等の専門知識及び技術を有する者の名簿作成、指定医療機関の指定、処遇改善の請求に係る審査、指定医療機関の指導及び法対象者の鑑定入院医療機関等から指定入院医療機関への移送、関係機関との調整等に係ることを実施。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、法対象者の社会復帰を促していく。	
(8)	障害者医療費 (平成17年度)	232,676百万円 229,329百万円	236,399百万円 235,544百万円	243,492百万円 -	障害者総合支援法に基づき、障害者・障害児の障害を除去・軽減するために指定自立支援医療機関において必要な医療を受けた場合に、自立支援医療費を支給する。(国庫負担率:1/2) 自立支援医療受診者の医療費を軽減し、障害者・障害児の心身の障害の除去・軽減にかかる負担を緩和することによって、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになる効果があると見込んでいる。	
(9)	精神保健福祉人材養成等研修事業 (平成22年度)	7百万円 7百万円	7百万円 7百万円	-	精神科病院等における安全な医療を提供するための研修を実施する。	
(10)	心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関医療評価・向上事業費補助金 (平成24年度)	5百万円 1百万円	4百万円 2百万円	4百万 -	医療観察法に基づき入院決定を受けた者に対し、法に基づく医療を提供するために必要な基準を示した上で、その基準に合致した医療機関(指定入院医療機関)に委託して医療を実施しており、指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム(医師、看護師、コメディカル)を招聘し、当該指定入院医療機関の医療体制等について評価、課題等を検討し、改善策等の技術的助言を行い、医療観察法に基づく医療の向上を図っていくため、事業に必要な経費を10/10国が補助する。 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うため、医療観察法に基づく医療を実施している指定入院医療機関が他の指定入院医療機関の多職種チーム(医師、看護師、コメディカル)を招聘し、当該指定入院医療機関の医療体制等について評価、課題等を検討し、改善策等の技術的助言を行うことで、医療観察法に基づく医療の向上を図り、法対象者の社会復帰を促していく。	

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値(参考値)						測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
			年度ごとの実績値										
			基準年度	目標年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度				
11 アルコール・薬物・ギャンブル等依存症に係る相談拠点機関、専門医療機関、治療拠点機関をいずれも設置する都道府県、指定都市数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野16】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	34	令和2年度 67自治体	令和4年度	-	-	67	67	67	67	地域における依存症の支援体制を構築するため、医療体制とともに、相談支援体制の整備も進めており、その整備状況を把握するため、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	令和4年度の目標値は、昨年度と同様に全ての都道府県・指定都市で設置すること目標として、67自治体と設定した。なお、この目標水準は新経済・財政再生計画 改革工程表のKPIと同水準である。		
12 精神保健福祉センター及び保健所の依存症に関する相談件数(アウトプット) 【新経済・財政再生計画関連:社会保障分野16】 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】	34,249	平成28年度 前年度以上	毎年度	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	前年度以上	地域における依存症の支援体制を構築するため、医療体制とともに、相談支援体制の整備も進めており、その活用状況を把握するため、測定指標として選定した。 【新経済・財政再生計画 改革工程表のKPI】は、施策の達成状況を表すものになっており、同KPIと同じ指標を測定指標として設定】	令和4年度の目標値は、より多くの方が適切な支援につながることを目標とするため、前年度以上と設定した。		
達成手段2 (開始年度)		令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	令和4年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等						令和4年度行政事業レビュー事業番号	
(11) 精神障害者保健福祉対策(うち依存症対策地域支援事業) (平成29年度)	3,141百万円 の内数 331百万円	2,701百万円 の内数 370百万円	2,652百万円 の内数 370百万円	.11-12		アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症、ゲーム依存症への対策として、都道府県・指定都市等において、依存症の医療・相談の拠点整備や人材育成を推進するとともに、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築を図り、地域の支援体制の整備を推進する。							
施策の予算額(千円)		令和2年度			令和3年度			令和4年度		政策評価実施予定期	令和5年度		
		260,954,762			264,311,138			270,577,116					
施策の執行額(千円)		255,142,798			263,151,804								

施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(概要・記載箇所)
	第204回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣及び働き方改革担当大臣所信表明演説	令和3年3月5日	(地域共生社会、障害者支援等) 障害のある方が自らの望む地域生活を営むことができるよう、日常生活の支援、グループホームの整備、精神障害のある方々への包括的な支援体制の構築などに取り組むとともに、労働施策と福祉施策において切れ目のない支援を目指します。 (中略) 依存症対策について、医療・相談体制の整備や民間団体の活動支援等に取り組むほか、薬物乱用防止対策にも関係省庁とともに引き続き取り組んでまいります。
	第208回国会 衆議院厚生労働委員会 厚生労働大臣所信表明演説	令和4年2月25日	障害福祉施策については、障害者の地域における自立した生活の支援や、雇用と福祉の連携による就労支援の推進、地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現等について、関係審議会で議論を進めるとともに、発達障害者や医療的ケア児への支援、難聴対策の推進等に取り組みます。 (中略) また、依存症対策や薬物乱用防止対策にも引き続き取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症にも対応した心のケアを進めてまいります。